

個人情報保護法3年ごと見直しで注目されるポイント

個人情報保護法の改正作業が進行中で、こどものデータ保護や課徴金制度をはじめ、金融機関に大きな影響を及ぼしうる規律の創設や見直しが盛り込まれる可能性がある。

個人情報保護法の「3年ごと見直し」と呼ばれる法改正の検討が進められており、その中間整理が2024年6月末に公表された。こどものデータの取り扱いに係る義務や課徴金制度の創設など、金融機関をはじめ、多くの個人情報を取り扱う事業者にとって、大きな影響を及ぼしうる規律の創設や見直しが盛り込まれている。

本稿では、中間整理で示された、テーマ（図表1）の中から、金融機関に影響の大きい主なものについて解説する。なお最終的にどのような法改正となるかは今後の情勢によって変わり得るため、現状把握のための参考情報として参照されたい。

図表1 個人情報保護法の見直し作業で提示された検討事項

分類	テーマ
1 個人の権利利益のより実質的な保護	a) 個人情報等の適正な取り扱いに関する規律 ・生体データの取り扱い* ・「不適正な利用の禁止」「適正な取得」の規律の明確化
	b) 第三者提供規制（オプトアウト等）
	c) こどもの個人情報等に関する規律*
	d) 個人の権利救済手段 ・差止請求・損害賠償請求
2 実効性のある監視・監督	e) 課徴金、勧告・命令等の行政上の監視・監督手段 ・課徴金制度* ・勧告・命令
	f) 刑事罰
	g) 漏えい等報告・本人通知 ・漏えい等報告* ・違法な第三者提供
3 データ利活用に向けた取り組みに対する支援等	h) 本人同意を要しないデータ利活用等
	i) 民間における自主的な取り組みの推進 ・PIA（プライバシー影響評価）* ・個人データの取り扱いに関する責任者

（注）★を本稿で取り扱う

（出所）個人情報保護委員会「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」（2024年6月27日）を基に野村総合研究所作成

生体データの取り扱い

現行法では、生体データのうち、特定個人の識別性のあるものが個人識別符号に該当し、個人情報として管理する義務が課されている。生体データはパスワード等と異なり、変更できるものではなく、長期の追跡が可能となることから、欧米をはじめ諸外国では、センシティブデータとして取り扱うところも多い。

中間整理では、生体データの取り扱いに関して、利用目的の特定を厳格にする、本人が柔軟に利用停止できるようにするといった考え方が示された。なお特定個人の識別性を伴わない生体データについては対象外である。金融機関では、生体データのうち、静脈や指紋を本人認証に用いていたたり、防犯目的でカメラ画像を保有していたりするため、利用停止の権利が広く認められるようになると、そのための受付窓口を拡充したり、特定の個人のデータの利用を停止できるような運用の見直しが必要で、システム改修が生じる可能性がある。

こどもの個人情報等に関する規律

現行法では、こどもの個人情報の保護に関する規定はなく、ガイドラインやQ&Aにおいて一部記載があるのみである。こどもは脆弱で攻撃の対象となりやすく、保護の必要性が高いことは広く知られており、欧米をはじめ諸外国で、こどものデータの取り扱いに上乘せの義務を課するところも多い。わが国においても、こどものデータが濫用されたり、十分な保護がなされない状態で収集されたりしている実態が問題視されており、規律の整備

図表2 こどもの個人情報等に関する規律に関する5つの観点

観点	考え方の概要
ア 法定代理人の関与	本人同意の取得、利用目的や漏えいに関する本人への通知などの場面において、保護者をはじめとする法定代理人に対して情報提供することを義務付けする
イ 利用停止等請求権の拡張	こどものデータを対象に、利用停止等の請求権を柔軟に行使できるようにする
ウ 安全管理措置義務の強化	こどものデータを対象に、上乘せの安全管理措置義務を課す
エ 責務規程	こどものデータの取り扱い、こどもの最善の利益を優先し特別な配慮を行うべき等の、留意すべき責務を定める
オ 年齢基準	対象とするこどもの年齢を、16歳未満とする

(出所) 個人情報保護委員会「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」(2024年6月27日)を基に野村総合研究所作成

が急務となっていた。

中間整理では、こどものデータの取り扱いに関して5つの観点が示された(図表2)。金融機関では、法定代理人の関与については、未成年者の口座開設などで一部対応しているところはあるものの、大幅に運用の見直しが生じる可能性がある。

課徴金制度

中間整理では、課徴金の対象となる違法行為類型や適用条件を限定して導入する考え方が示された。しかし、経済団体からの反対の声は大きく、制度が実際に導入されるかどうかは全く見通せない状況にある。

漏えい等報告

漏えい等の報告は、個人の権利利益を害するおそれが

ある場合に、個人情報保護委員会へ報告し、さらに本人へ通知することが義務づけられている。中間報告では、一定の条件のもとでの通知を省略可能とすること、委員会ではなく、認定個人情報保護団体に報告することを許容する等の考え方が示された。

プライバシー影響評価 (PIA)

プライバシー影響評価 (PIA) は、パーソナルデータの取り扱いにあたって、発生する可能性があるプライバシー侵害リスクを事前に評価し、そのリスクを回避・最小化する取り組みである。個人情報保護法では規定されていないものの、プライバシー保護のために、PIAを導入する企業が近年増加している。

中間整理では、法定はせず、民間における自主的取り組みとして、データマッピングとあわせて実施を推進していくという考え方が示された。金融機関においては、その社会的責任の大きさゆえ、データ活用の際にはPIAは不可欠な取り組みとして、法定にかかわらず、取り組むことが肝要であろう。

中間整理で示された考え方は、今後、有識者検討会において、様々なステークホルダーと議論を重ねて具体化され、2024年12月末までに制度改正大綱としてとりまとめられ、翌年の通常国会に法案が提出される予定である。引き続き動向を注視されたい。

Writer's Profile



小林 慎太郎 Shintaro Kobayashi
ICT・コンテンツ産業コンサルティング部
グループマネージャー
専門はプライバシー保護、AIガバナンス等
focus@nri.co.jp